

議事要旨(6) 金融商品専門委員会における検討状況(公正価値測定)について

冒頭、加藤専門委員長より、審議事項(6)-1に基づき、公正価値測定の論点整理の公表に向けた検討スケジュールについて説明がなされ、引き続き嶋田専門研究員より、論点整理案のうち論点2及び論点3に関し、国際的な会計基準の概要及び論点整理の今後の方向性について説明がなされた。説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、本論点整理では公正価値測定される範囲についてどう考えているのかとの質問があり、これに対し事務局からは、現状において公正価値測定又は開示がなされているものを対象としている旨の説明があった。
- ・ 複数の委員から、レベル2と3のレベル分けは実務負担が大きいとの意見があった。また、比較可能性の観点でも問題があり、このような開示が財務諸表利用者にとって本当に有用なのかとのコメントがあった。これに対し事務局からは、専門委員会でもそのような指摘があり、本論点整理において明記した上で幅広く市場関係者の意見を求めたいとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、IASBのEDでは米国会計基準と異なり、貸借対照表に公正価値で計上されていないものの公正価値が開示されていれば、レベルごとの開示を求めているが、開示対象は慎重に検討すべきではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、公正価値のヒエラルキー開示は、既存の公正価値の開示とは別のものとして追加的に求められるものであるが、開示対象については、関係者からのコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えているとの説明がなされた。
- ・ 別の委員から、レベル3の資産及び負債の購入、売却、発行及び決済額について、総額での開示が求められているとすれば、実務負担が大きいと、慎重に検討してはどうかという意見があった。また、ブローカーから入手した価格は、観察可能なインプットを用いているのか、モデルを使った評価なのか、内容を確認した上でレベルを判断する必要があるとされており、どのように整理がなされているのかとの質問があった。これに対し事務局からは、IASBの教育ガイダンスなどにおいては、ブローカー価格の中身をしっかりと確認する必要があるとされており、レベル分けについても適切に行うことが求められていると考えられるとの回答があった。
- ・ 別の委員から、考え方として公正価値をレベル1から3に分けることには賛成であるが、レベル3という形でしか測定できないものにまで公正価値測定を求めること自体には問題があるのではないかとのコメントがあった。また、レベルごとの開示については、貸借対照表に公正価値で計上されているもののみで十分であり、IASBのEDで提案されているように時価が開示されているものにまで拡大することには反対であるとの意見があった。

以上